

# 東新クラブ規約

## 第1章 総則

### 第1条 名称

部活動の地域移行にかかわり、東新潟中学校生徒のみで構成されるクラブを「東新クラブ（以下クラブという。）」という。事務局を東新潟中学校内に置く。

### 第2条 組織

クラブを運営するための組織体としての運営委員会を置く。コミュニティ・スクール協議会会長、東新潟中学校PTA会長、同窓会長、育成協議会会長、東新潟中学校長を運営委員とする。

### 第3条 目的

公立中学校において、学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備する。学校部活動の地域クラブ活動への移行とは、教職員が担う学校部活動を地域へ移行することである。地域クラブ活動として、「クラブ」を3年間限定で設立して運用をする。

### 第4条 種目

東新クラブの種目は、学校施設を主に使用する種目で細分し、陸上、野球、サッカー、男女バスケットボール、男女バドミントン、男子卓球、男女ソフトテニス、女子バレーボール、吹奏楽、合唱、美術、コンピュータとする。ただし、所属する生徒数や指導者の欠員等によって活動をしないことも考えられる。

## 第2章 活動

### 第5条 クラブの成立要件

クラブの種目の成立要件は次のとおりとする。

- (1) 種目クラブを運営するために必要な代表責任者が3人以上いる。（代表1人、副代表2人）※教員は代表にはなれない。
- (2) クラブ活動を指導する監督、コーチ等が1人以上いる。※(1)と兼ねてもよい。
  - ① JSP0ライセンス(公認スポーツ指導者資格)を所持していることを原則とするが、運営委員会で認められれば可とする。※種目のライセンスを持っている、指導者経験がある、指導者研修を受けている等
  - ② クラブに参加する生徒、指導者はスポーツ等の傷害保険に加入すること。
  - ③ 新潟市の部活動指導のガイドラインを遵守する団体、指導者であること。

### 第6条 保護者の役割

保護者はクラブ員の健康や心身の安全について注意を払い、クラブへの活動に対する支援を必要に応じて行うものとする。クラブが活動するときには、1人以上が活動に帯同するものとする。

### 第7条 活動の実際

- (1) 使用する用具等は、当面の間、部活動と共用することを可とする。
- (2) 月ごとに利用計画書（前月の15日まで）を提出し利用申請を行い、承認された時間と場所でのみでの活動とする。
- (3) 活動日、活動時間は、新潟市が定める部活動指導のガイドラインを遵守し、平日は最大4日間で17:30～18:30とし、週休日・休日は週1日（最大180分間以内）を原則とする。

### **第3章 報償費等**

#### **第8条 報償費**

指導者の報償費や旅費等は、種目クラブが支払うものとする。

\*令和5年度部活動従事手当額は、週休日の3時間以上の場合は2700円、2時間以上3時間未満の場合は1800円。このことを参照に報償費を指導者に支払う。

### **第4章 クラブの承認及び取り消し**

#### **第9条 承認**

別紙の申請書、誓約書を提出し、承認された場合に活動を認める。

#### **第10条 承認取り消し**

クラブ活動が適正に行われているかは、運営委員会で適宜判断され、場合によっては承認を取り消す場合がある。

#### **附則**

本規約は2023年10月から施行

本規約は毎年見直しをし、改定されることがある。